

## 船舶事故調査報告書

平成26年11月27日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 庄司邦昭（部会長）  
 委員 小須田 敏  
 委員 根本美奈

事故種類	被引浮体搭乗者負傷
発生日時	平成25年8月11日（日） 12時16分ごろ
発生場所	和歌山県和歌山下津港の海南第2区 和歌山県海南市所在の海南南防波堤灯台から真方位010° 1,320m付近 （概位 北緯34°09.4′ 東経135°11.2′）
事故調査の経過	平成25年8月21日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
<b>事実情報</b> 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	水上オートバイ フリーダム号、0.1トン 250-55822大阪、個人所有 2.71m (Lr) × 1.07m × 0.43m、FRP ガソリン機関、132.4kW、平成24年7月
乗組員等に関する情報	船長 男性 39歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成24年3月30日 免許証交付日 平成24年3月30日 （平成29年3月29日まで有効） 搭乗者A 男性 年齢不詳
死傷者等	重傷 1人（搭乗者A）
損傷	なし
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、後部座席に1人を乗せ、船尾方に3人が横に並んで座った状態の浮体遊具（以下「本件浮体」という。）をえい航して和歌山下津港海南第2区の和歌山県和歌山市毛見崎南方沖を遊走中、毛見崎北方の浜へ行こうとし、東進を開始した。 船長は、和歌山市毛見と海南市船尾の間の琴の浦地区へ続く水路の最狭部（以下「琴の浦地区入口」という。）へ向けて直進していたところ、本件浮体が、本船の航走波によって右方に寄せられ、平成25年8月11日12時16分ごろ琴の浦地区入口付近に設置されていた水門建設工事のための鉄製の矢板（以下「工事用側壁」という。）に衝突した。 本件浮体の右端に座っていた搭乗者Aは、腰から右足にかけて負傷

	し、救急車で病院に搬送されて右足骨折及び頸椎捻挫と診断された。 (付図1 事故発生経過概略図 参照)
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西北西、風力 3 海象：海上 不詳
その他の事項	<p>琴の浦地区入口付近の可航幅は、海図W1145（平成20年5月8日刊行）によれば、約50mであるものの、和歌山下津港海岸海南地区津波対策事業に伴う津波水門を整備するため、平成25年3月に工事用側壁が設置され、本事故当時は約10mとなっていた。なお、近畿地方整備局和歌山港湾事務所のホームページには、津波水門の整備状況が掲載されていた。</p> <p>船長は、本事故の前年に琴の浦地区入口付近を航行し、工事用側壁が設置されていないことを知っており、本事故当時、工事用側壁が設置され、可航幅が狭くなっていたことを認めたものの、本件浮体をえい航した状態で通過できると思っていた。</p> <p>船長、同乗者及び本件浮体の3人の搭乗者は、全員が救命胴衣を着用していた。</p>
<b>分析</b> 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	不明 なし なし 本船は、和歌山下津港海南第2区において、本件浮体を船尾方にえい航し、琴の浦地区入口へ向けて東進中、本件浮体が、右方に寄せられたことから、琴の浦地区入口付近に設置されていた工事用側壁に衝突し、搭乗者Aが負傷したものと考えられる。
<b>原因</b>	本事故は、本船が、和歌山下津港海南第2区において、本件浮体を船尾方にえい航し、琴の浦地区入口へ向けて東進中、本件浮体が、右方に寄せられたため、琴の浦地区入口付近に設置されていた工事用側壁に衝突したことにより発生したものと考えられる。
<b>参考</b>	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・浮体遊具をえい航する際は、直進中であっても左右に振れるおそれがあるので、同乗者に後方の確認を行ってもらうなどして浮体遊具の状況を常に把握しておくこと。</li> </ul>

付図1 事故発生経過概略図

